

『繰越明許費』	
(年度中に事業が終わらなかったため、来年度に繰り越すもの)	
・小川生活改善センター周辺建物事前調査業務	100万円
本調査を、できるだけ工事の実施時期の直前に行いたいため	
・火葬場建設事業費	2億221万円
計画決定、設計に日数を要し工事発注が遅くなったため	
・火葬場周辺整備工事	5,875万円
火葬場建設とあわせて工事を施工する必要があるため	
・町道猪谷浦地線、下露小川線他舗装補修工事	516万円
特殊機械が故障、修理に時間を要し、またリース業者も所有していないため	
・町道下露小川線改良工事	2,356万円
切取部分に亀裂が生じ、安全確保に日数を要したため	
・町道上地線橋梁維持修繕工事	150万円
L字鋼の変形、破断箇所があり、補修の工程を数回に分けて行わなければならないため	
・高池小学校校舎改修工事	1,331万円
学校運営に支障をきたさない夏休みに実施したいため	

障害者控除の通知

5000円の減額となっているが、あまりにも額が大きすぎる。この減額の要因はなにか。

問

設計委託コンサルに対する発注が遅れ、予算計上するときに精査できなかった事が原因である。

所得税の障害者控除対象者証明手数料に関して、対象者から控除の申請を待つだけではなく、役場の方から対象者に対して、案内というものを

しているのか。

対象者全員に対して、通知をしている。

問

国民健康保険特別会計の後期高齢者医療費支援

負担金増額の要因

金負担金が、1309万6000円の大幅な増額となった理由は。

答

後期高齢者支援金分を支払った額の34%が、療養給付費負担金の方で計上できるといふ把握ができていなかったために、計上漏れとなっていた。

子育て応援特別手当

問

子育て応援特別手当は、どのような方に支給されるのか。

答

3歳から6歳までの、第2子以降の子供が支給対象になる。
1人につき3万6000円が全額国費で支給される。
対象者は33名である。



町内の地場産業を視察

産業建設常任委員会視察報告

平成21年1月20日、町内の地場産業である、シキミ、ユズ、センリョウ、梅の視察を行った。

当日は各生産者の方がたの協力で、日常の手入れ、栽培技術等の説明を受けた。

若い人達の取り組みも見られ、今後期待される。「古座川ユズ平井の里」では、貯水タンクが小さく製品づくりに支障をきたす場合もある等、課題もある。

推奨作目であるユズ、シキミ、センリョウと梅の複合的な栽培による経営の安定化をはかり、発展させるためには、高品質、有利な販売先を確保するという意味でも、組織づくりが大切である。



ユズの苗木の育成畑 (平井)

一般質問

みんなの願いを町政に

掲載した内容は本人が質問と答弁を1400字以内にまとめたものです。

急げ
少子化対策を
大屋 一成
9ページ

厳しい
公益法人制度改革
廣畑 幹朗
10ページ

県道の
今後の改良に向けて
谷 久司
11ページ

山村を減ぼす道州制と
定住自立圏構想
日下 博規
12ページ

「ぐるまといへん」寄付
今後の取り組みを問う
瀧口 定延
13ページ

急げ

少子化対策を

大屋 一成

昭和31年、1町4村の合併により、人口10110人の古座川町が誕生した。

その後、林業の低迷、過疎化、少子化が進み、平成21年3月1日現在の人口は、3369人に減少している。

こうした状況が続けば自主財源が少なく、依存財源に頼らなければならぬ。

盤を維持できない状況に陥る事が予想される。

よって人口減少に歯止めをかける対策として、若者が定住でき、安心して子供を産み、育てられる環境づくりが急務である。

全国には、かなり以前から少子化対策に取り組む成果を上げている町村がある。

日本の2007年度の特殊出生率は1・34で、いくつかの少子化対策をして、特殊出生率が2・14になり子供のにぎやか

な声が聞こえ、地域の活力が出てきている村もある。(人口維持には、2・08程度必要とされている)

現在当町では、どのように少子化対策をしているのか。

私は以下の5点について、取り組んでいく必要があると考える。

1 出産祝い金の支給
2 第3子以降の子供は保育料無料に

3 医療費は6歳まで無料を、義務教育が終わる中学生までに延長

4 若者定住マンションの建設

5 児童公園の建設

以上、当局の見解を聞きたい。

町長

当町で行っている少子化対策の事業は、保健師によるマタニティ教室、乳幼児健康診査、乳幼児発達事業、ブックスタート事業、心理士による親と子の相談事業、母子保健推進活動、キッズクラブ、新生児乳幼児全家庭訪問事業、一般不妊治療費助成等について実施している。

また、妊婦健康診査の助成回数は、20年10月から7回に、21年1月から14回になっている。保育料については、国の基準額の半額で、3才未満の第3子以降は無料としている。

保育所入所の待機児童はなく、入所希望者はすべて入所できている。医療費の助成については、就学前の児童については、無料となっている。数かずの子育て支援を行っている。

議員から提案のあった1、2、3については現行制度を基本に考え、今後の動向を見ながら必要に応じて考えていきたい。若者定住マンションの建設については、建設の前にまず耐用年数の近づいている町営住宅の建て替えを優先し、その中で若者世帯の対応もしていきたい。

公園は町内に蔵土、洞尾、一枚岩があり、今年度は鶴川に広場を検討している。

町内にある広場への遊具設置などできないか、検討していきたい。



親子教室 「キッズクラブ」
(中央公民館)

厳しい

公益法人制度改革

廣畑 幹朗

この改革は平成25年11月までに、町管轄下の地縁団体に移行できなければ、解散とみなされるものである。

町長

小集落の法人には、複雑な手続きが課題である。移行について町の指導が

受けられるのかお伺いする。

町長

町内には社団法人、財団法人等12団体がある。事務手続きが複雑でわかりにくいとのことで、七川、明神、小川地区で説明

質問

規約等については町の指導があるか。

総務課長

20年度の説明会で規約等の資料も渡している。すでに認可しているところもあり、進行中のところもある。

質問

財産の問題もあり各法人の自主的な取り組みをお願いしている。

総務課長

今後、必要な助言、指導は行う。

の認可が下りた時点で、不動産の登記をする。その後、公益法人の解散になる。

質問

役員の登記、監査等はどうか。

総務課長

地縁団体になれば、その規則に沿って運営することになり、行政は認可するだけである。

質問

法人の所有する財産、とくに山林について公益法人で、県への報告では

大きな額となっていたが、現代の厳しい林業不況下で価格が大きく下落している。地縁団体では財産の評価の見直しはできないか。

総務課長

地縁団体移行は名義を移行することであって、財産の評価は関係ない。

山林の評価は町の扱いであるが、昭和の初めから変わっていない。1㎡当たり5円から10円である。

花の香りの里

癒しの里古座川

施政方針に謳われていることだが、西川のスイレン、潤野のレンゲ、鶴川の菜の花、キイジョウロウホトトギスの栽培、特産化等の事業を町内全域に普及し、道の駅「一枚岩」の完成と共に、大自然の里、癒しの里、古座川町を全国に発信できないものか、町長の所信を

町長

全国的に遊休地を活用

し、花で町おこしに取り組んでいる所が増えている。町内では西川、潤野、鶴川で取り組んでおり最盛期には多くの人が訪れている。21年度で県、町、地域、団体が連携し、花の香りの里作り事業を実施するものである。

町長

これらの地域や団体に呼びかけ、協議会を設立し、交流型農業への関心や意識の醸成を旨とする事

業への支援も行っていく。また、この事業に取り組むたい団体も視野に入れて、近い将来町内全域に



鶴川の菜の花畑

質問

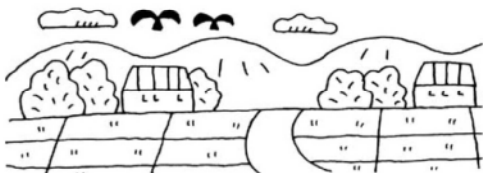
花の香りの里普及について、種子、苗の配布は出来ないか。

産業振興課長

キイジョウロウホトトギスは、夏場の日覆対策をすれば町内全域で栽培可能と思われるが、これについても苗の配布はできないか。

苗、種子は事業として配布できるが、「安らぎの里」「鶴川脳業共働組合」「キイジョウロウホ

トトギス愛好会」その他賛同する団体の参加を頂き、協議会を設立し規約等を決めて対応していく。





改良された役場前交差点付近

県道の 今後の改良に向けて

谷 久司

県道228号(高瀬古座停車場線)と県道227号(田原古座線)交差点は、地元地権者のご協力により、立派に完成し

視界が開け、明るく通行しやすくなったことに感謝していますが、心配は、この交差点前後、とくに228号の今後の改良計画について町当局の考えをお聞きしたい。

町長

申本建設部では、本年21年度より用地買収にかかる予定ですが、町としてもこの工事が進むよう積極的に動いていきたいと考えています。

問

問

町当局の責任ではないが、この狭い県道の拡幅や待避所の増設に向けて、県当局に働きかけて頂きたいと思いますが、町長の考えをお聞きしたい。

町長

住宅密集地域でもあり用地買収には多くの問題が残されています。この区間については、稚児橋の改良や待避所の増設も含めて、引き続き県と協議を進めてまいりたいと考えています。

町内に大型車が入れない問題の中に串本町の陸橋周辺の問題があります。この部分の改良を促進していただきたいと思いますが、町長はどう考えていますか。

町長

議員ご指摘の所は町内ではありませんが、町内に入る重要な県道でありますので、今後建設部や県に強力に働きかけていかなければならないと考えています。

学童保育にかかると 今後の課題は

学童保育について、現在開設されている高池小学校区に続いて、他の学

高池小学校区以外の設置については、児童数や利用希望などの状況を踏まえ、財政面なども考慮し、今後協議検討していきたいと考えています。

町長

最近、県道敷に当る部分しか県も購入してくれないところがありますので、残地等の利用の問題から非常に難しい部分が出てきています。

今後、地権者の意を汲んだ交渉ということに、十分気をつけて進めていきたいと考えているところです。

産業の振興 推奨品目定着への取り組み

今後、製品の共同選別や、共同出荷が必要になってくると思いますが、町長の考え方はどうでしょうか。

てくると考えますが、いかがですか。

町長

生産物の品質を確保するために、共同選別が必要と考えますが、そこまでは、まだかなり時間がかかろうかと思えます。横の連絡等を密にするため、組合等の結成に力を注いでまいりたいと思います。

町長

生産者側の体制が整ったときに必要になってくると思っています。今の段階で、「はい、町が造りました、使ってください」では産業が育たないので、生産者側の熱意・意欲が大切であると思っています。

町長

そのような時期が早く来るよう進めていきたいと思っています。

問

そのためには、町が設置するしないは別にして、共同出荷場等が必要になっ



山村を滅ぼす道州制と

定住自立圏構想

日下 博規

台風のような勢いだった平成の大合併も、合併特例新法の期限が後1年と迫る中、各地で合併の弊害ばかりが目につく状況になり、鳩山総務大臣も「もうこれ以上の市町村合併はどうか」と言わざるを得ない状況になっている。

しかし、いまだに国や財界、自民党は道州制と、そのもとの基礎的自治体づくりへとつながる定住自立圏構想への執念を燃やし続けている。

この地域の将来を長い目で見た町づくりを進めていく上で、道州制と定住自立圏構想について、行政の長としてのどのような見解を持っているか。

昨年、道州制を導き、農山漁村の住民自治は衰退の一途を辿り、ひいては国の崩壊につながっていく」とある

全ての簡易給水施設に消火栓を設置せよ

古座川町には上水道、簡易水道、飲料水供給施設、簡易給水施設がある。これらの施設の中で簡易給水施設だけが、消火栓の設備がない。



簡易給水施設に設置した消火栓 (洞尾)

消防自動車や、消防団の到着に時間がかかる現状では、地元住民による初期消火が不可欠である。全ての簡易給水施設に、地元住民でも使える消火栓の設置を急いで欲しい。

町長 現在、簡易給水施設は50施設あり、消火栓設備のない施設は24施設である。地元住民による初期消火は、非常に効果的であるので、今後、消防署や、消防団の意見や要望を参考に組み組んでいきたい。

町長

平成18年に地方制度調査会が、道州制のあり方について答申を行った。この答申では道州の下で10万人から30万人規模の基礎的自治体を作ることとしている。現在の1781自治体を、3000、1000程度程度の市町村にしようとするもので、古座川町のような小さな自治体は大きな影響を受けることになる。

道州制導入の長所としては、都道府県合併による地方公務員の削減、権限委譲による国家公務員

の削減、資本の選択と集中、交通網等の広い視野での整備、自然環境や治水治水の広域化、東京一極集中の抑制等があげられる。

短所として、合併で行政権を失った地域の声が軽視される、南関東など一部だけが強くなり格差が広がる、州都所在地に人口や経済活動が集中し地方は取り残されるなど多くの問題がある。

全国の町村会では反対の意向をとっている。知事の間でも賛否両論があり、今後の動きを見

ながら対応していく。

定住自立圏構想は人口5万人以上の中心市の都市機能と、周辺市町村の環境・歴史・文化などの魅力を活用して、相互に役割分担し、定住の受け皿を形成、地域連携による自然との共生、条件不利地域の自立と活性化の支援を行うというもの。

当地方では中心市となる新宮市とその周辺の町村が協定を結び、政策の連携を図っていくことになるが、慎重に取り組んでいきたい。

第3子以降の

保育料は無料にせよ

現在、第3子以降の保育料は、「3人とも保育



高池保育所

所に預けている世帯の、3歳児未満の第3子目から保育料を無料にする」という条件がついている。この条件と年齢制限を取り払って、第3子以降の保育料を完全無料にできないか。

町長 古座川町の保育料は、現在、国基準の50%と軽減している。第3子以降の保育料についても、国や県の方針どおり現行のまま対応したい。

「ふるさとづくり寄付」 今後の取り組みを問う

瀧口 定延

平成20年、国の税制関連法案「ふるさと納税制度」が施行された。

この制度は、5000

円を超えた自治体への寄付から税の優遇措置があり、寄付した翌年の住民税が一部控除される制度。同年当町も「古座川町ふるさとづくり寄付条例」

が制定された。善意により有難い寄付は、6項目からなる事業指定となっている。

条例の目的を途切れることなく、取り組みの運用を広げて、寄付金の運用を最大限活用することによって「まちづくり」の一助に大きな貢献とな

る。「まちづくり」に関して、行政・自治体は永遠のテーマであり質問する。

寄付を頂く事は大変な事、待っていては協力願えない。どの様な取り組み、働き掛けをしたか。

答

1 古座川町ホームページや広報で呼びかけ。

2 観光客から人気のあるパンフレットへの案内込み込み。

3 ZTVで、文字放送のPRを1ヶ月間実施。

4 同窓会や古座川人会等で案内パンフレット配布。

5 和歌山県ホームページからのリンク。など、多くの方に、関心を持って頂けるよう取り組みんでいる。

町職員、担当課で進捗状況、取り組みについて



東京の「ふるさと情報プラザ」に置いているパンフレット

話題にした事があるか。

ようにしているか。

あくまで善意で、色いろPRしていく。

寄付金については、そのつど報告している。

町長みずからお礼の電話、直筆の礼状と併せて広報誌を送付している。

名刺に裏刷りをして、寄付キャンペーンはどうか。

現在の寄付件数、寄付積立額はいくらか。

取り組みに際し、基本となる目標が大事ではないか。達成、成果、進捗状況を見る上で、予想額、目標をたてられないか。

名刺は個人で作る上から、個人への公費支出、私有財産の金銭に当る。今後、個人と共有出来るか検討する。

寄付者への配慮はどの

目標と言うのは難しい。

と思う。現在庁舎前の県道を改良中であり、用地買収に掛かっている。平成22年以降になるが、改良後、近くの公民館も含まれたい形に進める。

役場の案内

シンボル塔の設置を

答

わからない面があるう

「古座川町役場がわからない」何を言っているかと思われる方もいるでしょうが、古座川町は、清流古座川、観光、自然と癒しの町と、知る人ぞ知る町になっている。

その玄関口、「役場がわからない」と町外、県外の方から問われる。また緊急時や案内立ち寄りに、さらには夜ともなれば暗くてわからない。

古座川町を更にアピールする上で、標語や特産地の表示、シンボル塔は考えられないか。



串本町役場庁舎前案内板

意見書
 1件の意見書(案)を発議し、原案のとおり可決し、3月25日付で、国の関係機関に送付しました。

「気候保護法(仮称)」の制定に関する意見書

昨年2008年、京都議定書の第一約束期間が始まったが、日本の対策は遅々として進まず、排出量も伸び続けている。一方、年々、気候変動による悪影響が世界各地で顕著になっており、このままでは、将来世代に安全な地球環境を引き継げず、私たち自身の生活の安全や経済活動の基盤にも深刻な影響が及びかねない。

昨年7月に開催された洞爺湖サミットでは、長期的に2050年に温室効果ガスを、半減する必要があることが合意された。そのために先進国は、2007年のパリ合意に沿って、今後率先して大幅削減を実現しなければならぬ。

今後、気候の安定化のために日本が確実に低炭

素社会を構築するためには、温室効果ガス削減の中・長期的削減数値目標を設定し、その目標を達成するための政策を包括的・総合的に導入・策定し、実施していく法律が必要である。

こうした気候変動問題に、日本として責任もって対応するためには、まずは京都議定書の6%削減目標を守り、2020年には1990年比30%、2050年には1990年比80%といった大幅な排出削減経路を、法律で掲げることが必要である。

また、排出削減の実効性を担保とするための制度として、炭素税やキャップ&トレード型の、排出量取引等の制度を導入すること、炭素に価格をつけ、脱温暖化の経済社会を構築し、再生可能エ

ネルギーの導入のインセンティブとなるような固定価格買取制度などを実現するべきである。

よって、国におかれては、上記の内容を約束する法律の、実現を要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

なお、地方で実施できる対策については、積極的に進めることをここに宣言する。

【意見書提出先】
 衆議院議長
 参議院議長
 内閣総理大臣
 外務大臣
 経済産業大臣
 国土交通大臣
 環境大臣

議会日誌

- 《1月》
- 6日 議会だより編集委員会
 - 19日 議会だより編集委員会
 - 20日 産業建設常任委員会 町内視察
 - 24日 高速道路早期実現を目指す決起大会(串本町)
 - 26日 議会だより編集委員会
 - 29日 議会だより編集委員会
 - 《2月》
 - 3、4日 県町村議会議長・副議長研修会(白浜町)
 - 6日 北方領土返還要求和歌山県民大会(かつらぎ町)
 - 13日 後期高齢者医療広域連合議会(和歌山市)
 - 16日 和歌山県町村議会議長会定例会(和歌山市)
 - 23日 二町衛生施設事務組合議会(串本町)
 - 27日 新宮東牟婁広域圏事務組合議会(新宮市)
 - 《3月》
 - 3日 町村議会議員等公務災害補償組合議会(和歌山市)
 - 4日 議会運営委員会
 - 11日 平成21年第1回定例会開会(本会議)
 - 12日 第1回定例会(本会議)
 - 13日 総務常任委員会
 - 17日 第1回定例会(本会議)
 - 23日 厚生常任委員会
 - 24日 産業建設常任委員会
 - 25日 第1回定例会(本会議)
 - 31日 第1回定例会(本会議)



編集委員会より

100年に一度の経済危機と言われている中で、定額給付金事業などが盛り込まれ、国の第2次補正予算が可決されました。できる限り町内で、給付金を使用したいものです。

さて、この3月議会は、武田町長のもとで初めての予算が、審議され議論の結果可決しました。前年度比約8%減の一般会計予算25億8500万円です。

自主財源は、構成比15%の3億8766万円。残り85%の依存財源は21億9734万円、このうち、地方交付税が16億円、約72%を占めています。

職員数は、平成20年度中に副町長、職員6名が退職し、5名の新規採用で、計67名となっています。

今回、私は当初予算質疑の編集を担当しました。解り易くまとめたつもりですが、いかがでしょうか。

(矢本和久)